

自宅に稼働可能なエアコンがない  
住民税非課税世帯・生活保護世帯の方へ

# エアコン設置促進事業のご案内

佐久穂町では、近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを踏まえ、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯を対象に、エアコン設置費用の一部を助成します。

## 対象世帯

申請日時点で、

佐久穂町に住所がある

①住民税非課税世帯

②生活保護受給世帯

①②のうち、稼働可能な  
エアコンが未設置の世帯

※世帯主に支給

## 補助額

①住民税非課税世帯

設置費用の 2/3 (千円未満切捨て)

(上限 48,000 円)

②生活保護受給世帯

設置費用全額 (上限 73,000 円)

※いずれも上限額を超える部分は自己負担となります。

※設備費及び工事費が補助対象となります。

## 対象設備

次のいずれかの品目

①壁掛け型エアコン

②床置き型エアコン

③ウインドエアコン(窓用)

④ポータブルエアコン

⑤電気冷風機(コンセントから  
直接給電するものに限る)

⑥パルチェ式クーラー(充電式  
のものを除く)

## 申請期間

令和 8 年

4 月 1 日(水)から

令和 8 年

9 月 30 日(水)まで

【問合せ・申請先】

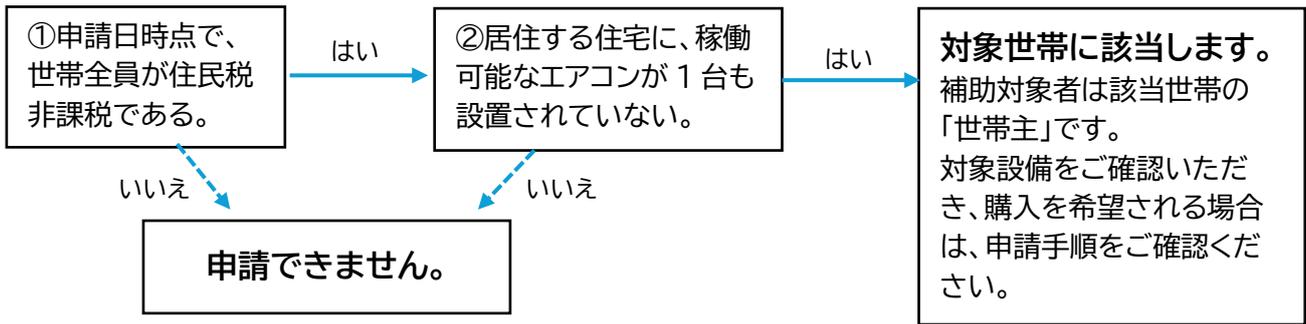
佐久穂町役場 健康福祉課

福祉係 電話 0267-86-2528

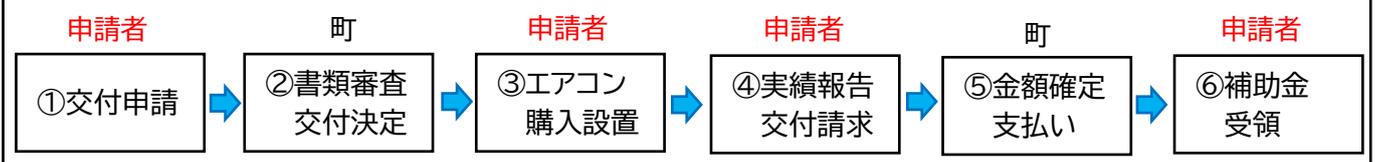
※手続きの詳細はこのチラシの裏面、又は町のホームページをご覧ください。

# 申請方法

## 補助対象世帯かどうか確認



## 申請の流れ



## 申請手順

- ①「佐久穂町エアコン設置促進事業補助金交付申請書」、設置しようとするエアコンの購入及び設置費用がわかる「見積書」、エアコンの本体及び室外機の設置予定場所の「写真」を、健康福祉課福祉係に提出してください。
- ②町で申請内容の審査を行い、交付が決定したら「佐久穂町エアコン設置促進事業補助金交付決定通知書」により、申請者に通知します。（世帯状況や対象品目の要件を満たさない場合は、不交付決定となります。）
- ③交付決定を受けた対象品目のエアコンを購入・設置します。（交付決定を受けた後、補助申請額の増額が必要な場合は、購入前に変更申請が必要となります。）
- ④エアコン設置が完了したら、速やかに「佐久穂町エアコン設置促進事業補助金実績報告書」、設置したエアコンの購入日・購入及び設置費用・購入店舗名がわかる「領収書の写し」、エアコンの本体及び室外機の設置後の「写真」、「佐久穂町エアコン設置促進事業補助金交付請求書」、振込先の口座が分かる「通帳の写し等」を健康福祉課福祉係に提出してください。
- ⑤町で実績報告の内容の審査を行い、交付額が確定したら「佐久穂町エアコン設置促進事業補助金額確定通知書」により申請者に通知し、請求書に記載された振込先にお振り込みします。
- ⑥補助額が振り込まれているかご確認ください。なお、補助事業完了後、町が設置状況の確認を行うことがあります。

申請に必要な書類は町のホームページでダウンロードしていただくか、健康福祉課福祉係の窓口でお申し出ください。その他、ご不明な点やご相談等ありましたら、お気軽に健康福祉課福祉係（電話 86-2528）までお問合せください。